

堺市公告第738号

一般競争入札の実施にあたり、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第8条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月22日

堺市長 永藤英機

1 契約事務担当課

〒599-8102

堺市東区石原町1丁102番地

堺市 環境局 環境事業部 クリーンセンター東工場

(担当 古川)

電話 072-255-2216

FAX 072-251-9646

e-mail kanhigashikou@city.sakai.lg.jp

2 競争入札に付する事項

(1) 件名：東工場非FIT余剰電力売払い（単価契約）

(2) 履行場所：堺市東区石原町1丁102番地

(3) 履行期間

令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時まで

(4) 売却予定数量：12, 246, 700キロワット時

(5) 入札方式 一般競争入札（紙入札）で執行する。

3 競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定。以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格について、区分「賃借・売払い」のうち、業種及び種目「売払い 091090 その他売払い」または区分「物品調達」のうち、業種及び種目「その他 023090 その他」で入札参加資格確認申請書の申請締切日（以下「参加申請締切日」という。）から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間、有効な登録を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号。以下「契約規則」

という。) 第3条の規定に該当しないこと。

- (3) 参加申請締切日から開札日まで(再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで)の間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成11年制定)による入札参加停止(以下「入札参加停止」という。)又は入札参加回避(以下「入札参加回避」という。)を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)がなされている者(同法第199条に規定する更生計画認可の決定(旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。)を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者(同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 参加申請締切日から開札日まで(再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで)の間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定。以下「排除要綱」という。)による入札参加除外(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。)(以下「入札参加除外」という。)を受けていないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。)(以下「通報等」という。)を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (6) 本入札の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む。)が、他の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む。)を兼ねていないこと(同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができない。)
- (7) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 組合とその組合員が同時に本入札に入札参加資格確認申請を行っている場合
 - イ 本入札に入札参加資格確認申請している他の組合の組合員である場合
- (8) 入札参加申出時までに、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者(以下「小売電気事業者」という。)としての登録を受けている者。
- (9) 入札参加申出時において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第34条第4項の規定に基づき、経済産業大臣より公表されている者(入札参加申出時において同法第31条第2項及び第34条第2項の規定に基づき支払が完了している者を除く)でないこと。
- (10) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

4 日程

(1)	公告日	令和5年12月22日(金)
(2)	参加申請締切日	令和6年1月31日(水)
(3)	質疑締切日時	令和6年1月31日(水)午後5時
(4)	質疑回答日	令和6年2月6日(火)まで
(5)	入札日時・開札日時	令和6年2月13日(火)午後2時
	入札及び開札の場所	住所：堺市東区石原町1丁102番地 堺市環境局環境事業部 クリーンセンター東工場(管理棟2階)

5 入札関係書類の配布

前記4(1)の公告日から(2)の参加申請締切日まで、堺市ホームページからダウンロードすること。

堺市ホームページ：

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/sonota/nyusatsu/kobo/higashi-baiden06.html>

6 入札参加資格確認申請及び結果通知書の交付

本入札に参加を希望する者は、下記のとおり、「入札参加資格確認申請書」等の必要書類を提出しなければならない。また、提出した書類に関し前記1の契約事務担当課から質問を求められた場合、それに応じなければならない。

なお、「入札参加資格確認申請書」等の様式については前記5のとおり配布する。

(1) 入札参加資格確認申請における提出書類等

①提出書類

- ・ 入札参加資格確認申請書
- ・ 組合員名簿の写し
(組合で参加する場合に限る。)
- ・ 電気事業法第2条の2の規定に基づき経済産業大臣に小売電気事業者として登録されている者であることを証明する書類の写し。

②参加申請締切日

前記4(2)の参加申請締切日まで

③提出場所

前記1の契約事務担当課

④提出方法

直接持参または郵送すること。

- ・ 直接持参の場合

上記参加申請締切日までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。)に持参すること。

・郵送の場合

上記参加申請締切日までに必着とする。なお、郵送で提出した旨を、前記1の契約事務担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

⑤その他注意事項

ア 申請に要する費用は、入札参加者が負担すること。

イ 提出書類に虚偽の記載があれば、本入札の入札参加資格を認めないものとし、入札参加停止を講じることができるものとする。

ウ 組合とその組合員が前記「3（7）ア、イ」のいずれかの場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について本入札の入札参加資格を認めないものとする。

ただし、参加申請締切日までの間に本入札への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではない。

エ 郵便による入札を希望する場合は、入札参加の申込み時に前記1の契約事務担当課まで申し出ること。

(2) 入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格確認申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、入札参加資格確認結果通知書及び入札書等（郵送入札を希望した者のみ）を郵送により交付する。前記3に規定する競争入札参加資格要件を満たさない者については、本入札参加資格を有しないものとし、その旨の理由を付して通知する。

7 臨時登録の申請

前記3（1）に該当しない者がこの入札に参加するためには、下記のとおり「登録審査担当課」へ「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」を行い、登録要綱に基づき、当該種目の登録申請をしなければならない。

(1) 登録審査担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市財政局契約部調達課 電話 072-228-7473

(2) 申請種目

区分「賃借・売払い」のうち、業種及び種目「売払い 091090 その他売払い」

(3) 申請書類配布方法

電子メールにより資料配布の案内を行うので、以下のとおり上記登録審査担当課まで電子メールを送り、臨時登録希望の旨を申し出ること。

- ・登録審査担当課メールアドレス：chotatsu@city.sakai.lg.jp
- ・メール送付期限：下記（4）申請書類提出期限の午後5時までに必着とする。
- ・件名に「臨時登録希望」と明記すること。
- ・本文に「入札案件名」「連絡先（所在地（住所）、商号又は名称、担当者氏名、電

話番号、FAX 番号、メールアドレス)」を記入すること。

・なお、電子メールを送った旨を、上記登録審査担当課まで電話連絡し、到達確認を行うこと。

(4) 申請書類提出期限

令和6年1月18日(木)(必着)

(5) 申請書類提出方法

直接持参または郵送すること。

①直接持参の場合

上記提出期限内の午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。)に登録審査担当課まで持参すること。

②郵送の場合

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を、上記登録審査担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

(6) 入札参加資格の有効期間及び当該期間の延長手続

有効期間は当該入札参加資格の認定を受けた日から令和6年9月30日までとする。当該期間の更新を希望する場合は、別途指定する手続を行うこと。

8 質疑応答

仕様書等に関する疑義がある場合は、前記4(3)の質疑締切日時までに電子メール又はFAXにより質問の内容を前記1の契約事務担当課に問い合わせること。送付後、速やかに契約事務担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

前記4(5)入札日時・開札日時のとおり

(2) 入札及び開札の場所

前記4(5)入札及び開札の場所のとおり

(3) 入札書の提出方法(郵送入札を希望した者のみ)

入札書は、下記締切日までに、書留郵便にて提出すること。

※入・開札日不参加の場合は、「入札参加資格確認結果通知書」も同封すること。

(ア) 提出締切 令和6年2月9日(金)午後5時まで (必着)

(イ) 提出場所 前記1の契約事務担当課に同じ。

(4) 入札方法

① 郵送入札を希望した者

入札は、前記(1)の入札及び開札の日時に前記(2)の場所にて事前に受付した入札書を開札するものとする。なお、開札時に当該入札参加業者の立会いを必ずしも要しないものとする。ただし、入札参加業者が立会いに参加する場合は

1社1名に限るものとする。また、当該入札参加業者の立会いが無い場合は、当該入札事務に関係のない職員を立会人として選定することとし、開札結果については、ホームページに掲載するものとする。

② 郵送入札を希望しない者

入札者は、前記（１）の入札及び開札の日時に前記（２）の場所に出席して所定の入札書をもって応札すること。入札書は当日配布する。

（５） 入札書に記載する金額

入札は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、契約の締結は単価契約により行う。

（６） 契約単価兼積算内訳書

（ア） 契約単価兼積算内訳書を提出すること

・ 郵送入札を希望した者

入札書に同封して提出すること。

・ 郵送入札を希望しなかった者

入札日に持参し、入札書に添付すること。

（イ） 契約単価兼積算内訳書に記載する金額は、非FIT電気予定売却電力量に対する電力量料金の契約希望単価（円／キロワット時 当たり。各時間帯の区分に応じて単一の単価とし、消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

（ウ） 入札額の算出式は、次の1）～3）の合計とする。なお、各時間帯の区分については、仕様書の別紙2に基づくものとし、各時間帯区分における予定売却電力量については、仕様書の別紙1を参照すること。

1) 「非FIT昼間時間帯電力量×非FIT昼間時間帯電力量に対する契約希望単価」の小数第2位未満切捨て

2) 「非FIT夜間時間帯電力量×非FIT夜間時間帯電力量に対する契約希望単価」の小数第2位未満切捨て

3) 「非FIT重負荷時間帯電力量×非FIT重負荷時間帯電力量に対する契約希望単価」の小数第2位未満切捨て

（７） 入札保証金及び違約金に関する事項

免除とする。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときや、下記11（１）～（４）のいずれかに該当し、契約を締結しないときは落札金額（単

価契約の場合は、落札した単価に予定数量を乗じた金額)の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(8) 落札者の決定方法

契約規則第19条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、著しく高価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(9) 無効となる入札 別記「入札に係る注意事項」7のとおり

10 入札に参加する者に関する事項

入札に参加する者は、入札者又はその代理人とする。代理人が参加する場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。(入札前に委任状を提出すること。)入札会場内への入室は1社1名に限ること。

11 入札参加停止等を受けた入札参加者または落札者に関する事項

市長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としなない。また、市長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の(1)又は(4)のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の(2)又は(3)のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

(1) 入札参加停止または入札参加回避を受けた場合

(2) 入札参加除外を受けた場合又は通報等を受けた場合

(3) 堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合

(4) (1)～(3)のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

12 その他

(1) 契約保証金 要(契約金額の100分の10以上)。

(契約金額について、単価契約の場合は契約単価に予定数量を乗じた額、複数単価契約の場合は総額又は総単価契約と単価契約の複合契約の場合は落札金額とする。また、長期継続契約については、初年度に係る部分に限る。ただし、契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、契約期間が12月以上のときにあっては初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額とし、契約期間が12月未満のときにあっては契約期間内に支払うことが見込まれる総額とする。)

ただし、契約規則第30条の2に該当する場合は、免除する場合がある。

(2) 契約書作成の要否 要。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。